

山本地域県管理河川減災計画 取組方針

平成30年3月27日

山本地域県管理河川減災対策協議会

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	2
3. 山本地区の概要	3
4. 現状での取組み状況	5
5. 減災のための目標	16
6. 概ね5年で実施する取組	17
7. フォローアップ	20

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

一級河川については上流や支川の県管理河川も含めて、国や沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生しました。

これらを踏まえ、県管理河川においても「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の加速が求められる中、秋田県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、山本地区において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「山本地区県管理河川減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成 29 年 6 月 28 日に設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。

また、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災対策協議会や能代市、藤里町、三種町、八峰町とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
能代市	市長
藤里町	町長
三種町	町長
八峰町	町長
秋田地方気象台	台長
秋田県山本地域振興局	局長
秋田県山本地域振興局総務企画部	部長
秋田県山本地域振興局建設部	部長

本議会のアドバイザーは以下のとおり。

参加機関
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

本議会の幹事会参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
能代市総務部	次長
藤里町生活環境課	課長
三種町町民生活課	課長
八峰町総務課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県山本地域振興局建設部保全・環境課	課長

3. 山本地域の概要

本協議会では、山本地域の県管理河川を対象に減災対策を取り組みます。

山本地域は、県の北西に位置し、能代市と山本郡藤里町、三種町、八峰町の1市3町からなり、北部は青森県に接し、県境は標高1千mを超える山並みが連なる白神山地となっており、南部は南秋田郡、西部は日本海に面しています。

総面積は、約1,191km²で、県全体の約10%を占めています。

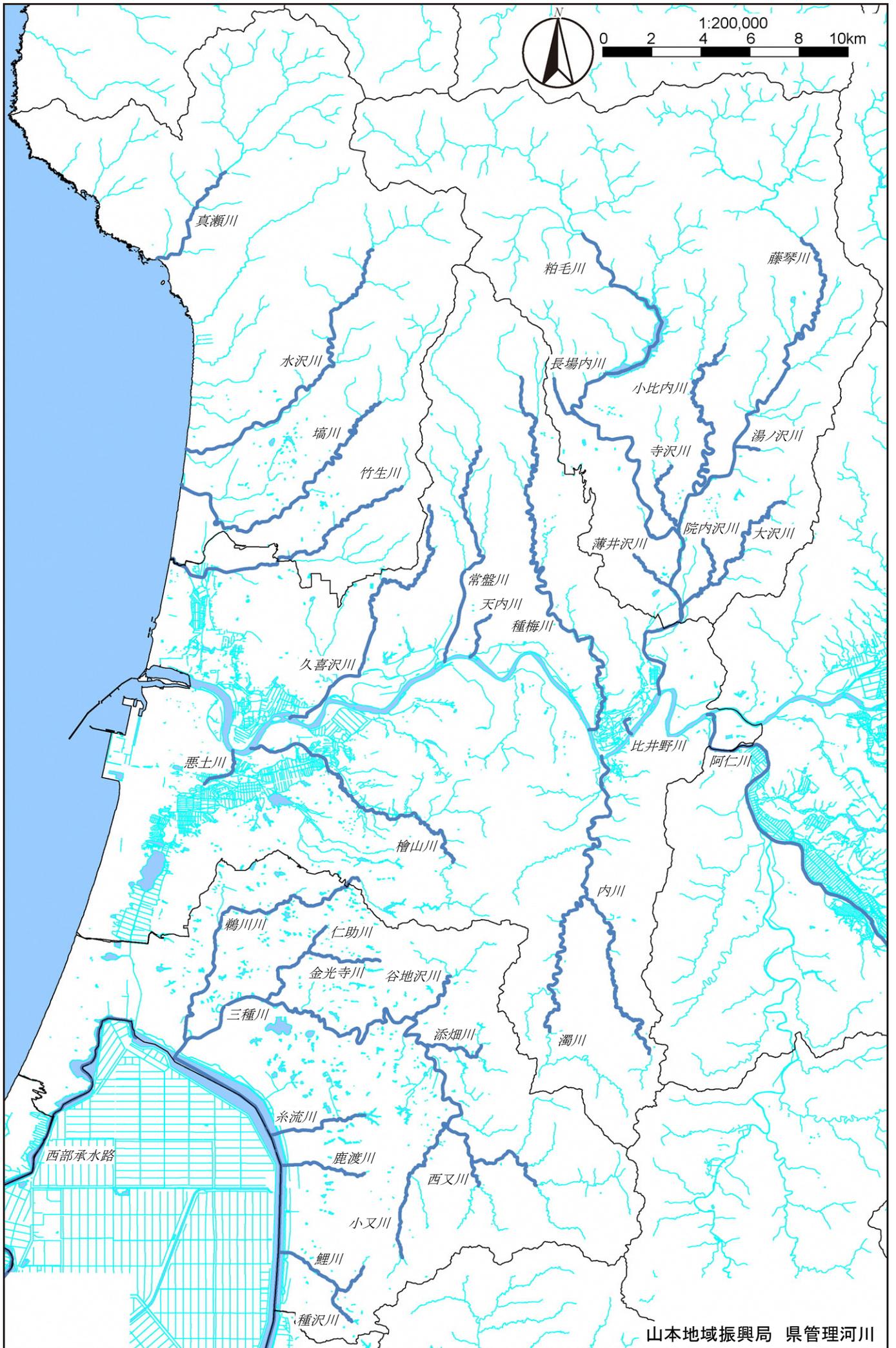
山本地域における県管理河川は、米代川水系、馬場目川水系の2水系32河川とその他水系に属さない4河川の計36河川、管理延長約312kmであり、このうち水位周知河川は3河川、非水位周知河川は33河川です。

【山本地域における県管理河川（水位周知河川）】

No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	米代川水系 藤琴川	25.5	3	馬場目川水系 三種川	52.2
2	米代川水系 阿仁川	1.7	-	-	-

【山本地域における県管理河川（非水位周知河川）】

No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	米代川水系 悪土川	2.0	18	馬場目川水系 西部承水路	(23.2)
2	米代川水系 檜山川	11.6	19	馬場目川水系 鯉川	5.5
3	米代川水系 久喜沢川	6.0	20	馬場目川水系 種沢川	1.6
4	米代川水系 常盤川	12.1	21	馬場目川水系 鹿渡川	3.3
5	米代川水系 天内川	2.0	22	馬場目川水系 糸流川	2.9
6	米代川水系 種梅川	14.1	23	馬場目川水系 鶴川川	13.0
7	米代川水系 内川	15.0	24	馬場目川水系 金光寺川	6.1
8	米代川水系 濁川	7.9	25	馬場目川水系 仁助川	3.3
9	米代川水系 比井野川	0.8	26	馬場目川水系 谷地沢川	2.7
10	米代川水系 大沢川	10.0	27	馬場目川水系 添畑川	2.5
11	米代川水系 院内沢川	1.6	28	馬場目川水系 小又川	7.3
12	米代川水系 薄井沢川	2.1	29	馬場目川水系 西又川	1.3
13	米代川水系 粕毛川	24.1	30	その他水系 真瀬川	6.0
14	米代川水系 長場内川	8.0	31	その他水系 水沢川	13.3
15	米代川水系 寺沢川	4.0	32	その他水系 塙川	15.4
16	米代川水系 小比内川	13.0	33	その他水系 竹生川	12.8
17	米代川水系 湯ノ沢川	0.9	-	-	-



山本地域振興局 県管理河川

4. 現状での取組み状況

山本地域における減災対策について各構成員で現状を確認し課題を抽出しました。概要は以下のとおりです。

① 避難勧告等の発令者としての現状と課題

項目	現状○	課題●
避難勧告経験の有無	【能代市】 ○避難準備情報、避難勧告を発令した。また、発令に遅れはなかった。 ○水害時の発令基準は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害編)」を運用している。 ○檜山川・悪土川では、市独自の基準を設定し避難勧告等が発令している。 ○水位観測所(県設置)を有する7河川においては、はん濫注意水位・水防団待機水位を設定している。	●能 01 檜山川の水位上昇が急激であったため対応に苦慮した。 ●能 02 避難判断水位やはん濫注意水位の設定が望ましい。
	【藤里町】 ○発令経験はない。	●藤 01 避難勧告等の発令経験がなく、情報提供する際には、防災行政無線の操作、情報集約配信システムの入力操作などに多少の時間がかかることが想定される。
	【三種町】 ○避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した。 ○水害時の発令基準は、「三種町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を運用している。	●三 01 発令判断の元となるのは水位・雨量等のデータであり、その精度が大きく影響してくる。 ●三 02 発令の判断から情報提供までのシステム操作に多少の時間を要した。
	【八峰町】 ○避難準備情報、避難勧告は発令した。また、発令の周知に遅れはなかった。 ○水害時の発令基準は、「八峰町災害時対応マニュアル」を運用している。	●八 01 数値化された避難勧告基準がない。
体制の確保	【能代市】 ○災害時の体制は、「災害時職員動員マニュアル」を運用している。(現在、マニュアル見直し作業中) ○災害対策本部等の段階に応じた動員体制としている。 ○重要な情報については、災害対策本部事務局に報告される。 ○マスコミからの問い合わせには、広報班が対応する。	●能 03 長期化・大規模化に応じたBCPは策定しておらず、今後検討したい。 ●能 04 住民からの問い合わせには、平時は防災担当課、災害時はそれぞれの担当部署で受け付け、不明なものは災害対策本部事務局に確認して回答するが、対応の一元化が図られていない。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号 (能：能代市，藤：藤里町，三：三種町，八：八峰町)

項目	現状○	課題●
体制の確保	<p>【藤里町】</p> <p>○各担当課が情報を収集整理しており、有益や重大な危険につながる情報を取得した際は、職員全員で共有している。</p>	<p>●藤 02 水害に特化した計画が無いため、今後、BCP 等も含め具体的な計画の作成を検討したい。</p> <p>●藤 03 水害に特化した動員体制は無い。</p> <p>●藤 04 住民からの問い合わせには、防災担当課が対応するが、対応の一元化が図られていない。</p> <p>●藤 05 長期化大規模化に応じた BCP は策定していない。</p> <p>●藤 06 マスコミからの問い合わせには、担当課内での情報共有を行い、各職員で対応するが、細かな情報整理や対応者の固定化はしていない。</p>
	<p>【三種町】</p> <p>○災害時の体制は、「三種町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を運用している。</p> <p>○住民からの問い合わせには、防災担当課が対応し、対応は一元化されている。</p> <p>○各担当課が情報を収集整理しており、有益な情報を取得した際は、防災担当課に連絡が入り情報共有している。</p> <p>○マスコミからの問い合わせには、防災担当課が対応する。</p>	<p>●三 03 水害対応に特化した動員体制は無いため、一般災害の動員体制の準用となる。</p> <p>●三 04 水害時の具体的業務の整理が乏しいことや水害の長期化大規模化に関わる動員体制づくりが出来ていない。</p> <p>●三 05 BCP の作成が必要と考える。</p> <p>●三 06 水害時の対策本部立ち上げの明確な基準はない。</p>
	<p>【八峰町】</p> <p>○災害時の体制は、「八峰町災害時対応マニュアル」を運用している。</p> <p>○住民からの問い合わせには、防災担当課が対応するが、対応の一元化が図られていない。</p> <p>○マスコミからの問い合わせには、基本的に総務課長が対応する。</p>	<p>●八 02 水害対応に特化した動員体制は無いため、地域防災計画に定めた動員体制の準用となる。</p> <p>●八 03 水害時の対策本部立ち上げの基準は数値化されていない。</p> <p>●八 04 災害を経験した職員があまりいないため、対応に限界が生じる可能性がある。</p> <p>●八 05 水害の長期化大規模化への対応は、職員だけの対応は不可能と考える。しかし、他関係機関への協力依頼を行うにしても具体的な基準はない。</p> <p>●八 06 有益や重要な情報を取得した際に共有する仕組みができていない。</p>

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（能：能代市，藤：藤里町，三：三種町，八：八峰町）

項目	現状○	課題●
現在の避難勧告等基準	【能代市】 ○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、水位周知河川以外の河川に対し、市独自に避難勧告等発令の判断基準を設定しており、檜山川・悪土川では水位も設定している。 ○市長は避難勧告等は躊躇せず発令するよう心掛けている。	●能 05 避難判断水位やはん濫注意水位の設定が望ましい。
	【藤里町】 ○水位周知河川(藤琴川)において、はん濫危険水位等が設定されている。 ○避難勧告等は空振りを恐れずに発令することに留意する。	●藤 07 降雨と水位上昇の見込みを素早く想定できる仕組みが必要。
	【三種町】 ○「三種町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、水位周知河川以外の河川に対し、町独自に避難勧告等発令の判断基準を設定している。 ○町長は避難勧告等は空振りを恐れず発令すべきという姿勢。	●三 07 発令の具体的な数値は設定しておらず、避難勧告基準の情報が不足している。より判断に迷わない明確な基準が必要。 ●三 08 情報提供手段の拡充が必要。
	【八峰町】 ○「八峰町災害時対応マニュアル」において、水位周知河川以外の河川に対し、町独自に避難勧告等発令の判断基準を設定しており、埴川では水位も設定している。	●八 07 避難勧告等の発令に際し、経験不足から躊躇する懸念がある。 ●八 08 土砂堆積により水位計地点の水位と実際の危険な箇所の水位が合っていないのではないか。明確な判断が難しい。 ●八 09 避難勧告の基準の情報を詳細化し発令する際のマニュアル化されたもの(チェックシートのようなもの)があれば便利だと考える。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号 (能：能代市，藤：藤里町，三：三種町，八：八峰町)

項目	現状○	課題●
情報の入手方法と判断の根拠	<p>【能代市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、情報の見方や判断基準を整理している。 ○水位、雨量情報、職員の巡視により情報収集している。 ○水位の他、水防団の活動情報も含め、災害対策本部事務局に情報を集約し、ホワイトボードへの整理、ハザードマップによる危険箇所の把握を行っている。 ○平常時には防災に関する研修を受講し、職員の習熟度の向上に努めている。 ○市長・副市長・部長級職員との情報連絡網を整備し、報告・情報共有している。 ○市長は避難勧告等は躊躇せず発令する認識である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●能 06 水位情報の収集が必要な河川が存在する。
	<p>【藤里町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水位、雨量情報により情報収集している。 ○気象庁防災情報提供システムを活用し、6 時間後の洪水警報の発令見込みをしている。 ○収集・分析した情報はホワイトボードへ集約するとともに、ハザードマップ活用による危険箇所の把握を行っている。 ○町長への連絡体制を整備し、報告・情報共有している。 ○町長は避難勧告等は空振りを恐れずに発令することに留意している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●藤 08 水防団の活動や情報収集について特段の体制を確立していない。
	<p>【三種町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「三種町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、情報の見方や判断基準を整理している。 ○三種町監視カメラによる町内観測所の現状把握、気象庁の防災情報提供システムによる今後の気象情報、秋田県河川砂防情報システムで雨量・水位情報、その他情報をもとに、各種発令の判断をしている。 ○県提供の実況雨量に基づく簡易水位予測ツールの活用も視野に入れている。 ○収集・分析した情報はホワイトボードへ集約するとともに、ハザードマップ活用による危険箇所の把握をしている。 ○情報の整理は経験者が率先して整理し、職員の習熟度向上に取り組んでいる。 ○町長は避難勧告等は空振りを恐れず発令すべきという姿勢。 	

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（能：能代市、藤：藤里町、三：三種町、八：八峰町）

項目	現状○	課題●
情報の入手方法と判断の根拠	<p>【八峰町】</p> <p>○「八峰町災害時対応マニュアル」において、情報の見方や判断基準を整理している。</p> <p>○水位、雨量情報により情報収集に加え、スマートフォン内蔵カメラによる撮影動画を伝送するアプリケーションを用いて現地状況の確認が可能。</p> <p>○収集・分析した情報はホワイトボード等へ集約するとともに、図面に整理し共有をしている。</p> <p>○消防本部・気象台長と町長のホットラインを構築している。</p>	<p>●八 10 マニュアル化されたものがあれば、対応者の習熟度向上や町長の良い判断材料になると考える。</p> <p>●八 11 水防団への指示や活動状況把握についての体制が確立されていない。</p>
避難所設置の状況	<p>【能代市】</p> <p>○H25年9月に設置実績あり、30分以内の開設、職員の対応を実施した。</p>	<p>●能 07 避難所の開錠や、各避難所ごとの使用方法のマニュアル化等が課題である。</p> <p>●能 08 大規模災害時には人員の確保が課題である。</p> <p>●能 09 自助・共助の観点から自主防災組織の育成が必要である。</p> <p>●能 10 隣接市町村との連携は行っていない。</p>
	<p>【藤里町】</p>	<p>●藤 09 避難所運営マニュアルの整備を検討したい。</p> <p>●藤 10 町民の高齢化に伴い、職員のみでの避難所対応は困難である。</p> <p>●藤 11 隣接市町村との連携は行っていない。</p>
	<p>【三種町】</p> <p>○ここ数年の水害における避難所対応としては、水害地区及び避難所が限定されるため、対応はできている。</p>	<p>●三 09 今後、他の箇所での災害が起きた場合の避難所対応も考慮しなければならない。</p> <p>●三 10 長期化大規模化の災害に対しての避難所基準がないため、今後必要と思われる。</p> <p>●三 11 隣接市町村との連携は行っていない。</p>
	<p>【八峰町】</p> <p>○「避難所開設・運営マニュアル」において設定している。</p>	<p>●八 12 職員は短期間の開設を行った経験しかなく、長期間や大規模の開設が必要となった場合、人員不足等が予想される。</p>

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（能：能代市、藤：藤里町、三：三種町、八：八峰町）

項目	現状○	課題●
要配慮者施設への対応	【能代市】 ○対応は福祉担当部署があたり、電話連絡による情報伝達を行う。 ○高齢者福祉施設入所者優先の避難所を設定している。(計4箇所)	●能 11 避難確保計画の策定と避難訓練の実施に関する周知、計画の確実な策定、訓練の実施が課題である。
	【藤里町】 ○情報伝達は、防災担当課、福祉担当課、社会福祉協議会が電話連絡で行い、対応は福祉担当課であたることとしている。	●藤 12 各施設別の避難確保計画の策定のため、周知が必要である。 ●藤 13 要配慮者施設利用者用の避難所を分けたほうが良いと考える。
	【三種町】 ○情報伝達は防災行政無線(戸別受信機)で行う。 ○対応部署は福祉課で対応すべきと考える。	●三 12 施設側で策定する避難管理計画は未策定であり、作成にあたっての情報提供が必要。 ●三 13 土砂災害の避難訓練では、要配慮者施設からの避難に想定の2倍時間を要したため、早めの対応が必要。 ●三 14 要配慮者施設利用者用の避難所を分けたほうが良いと考える。
	【八峰町】 ○情報伝達は防災行政無線と電話連絡であり、特別養護老人ホームやグループホーム等の施設にも全て防災行政無線(戸別受信機)を設置している。 ○対応部署は福祉関係課で対応すべきと考える。	●八 13 施設側で策定する避難確保計画について把握できていない。 ●八 14 災害の規模にもよるが、要配慮者施設利用者用の避難所を分けたほうが良いと考える。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号 (能：能代市，藤：藤里町，三：三種町，八：八峰町)

② 発令の伝達と住民のとらえ方

項目	現状○	課題●
避難勧告を伝達する手段	【能代市】 ○屋外防災行政無線のほか、登録制メール配信、Lアラート、市HPへの掲載、マスコミへの情報提供、広報車、消防団による広報等により周知を図っている。	●能 12 今後、防災無線戸別受信機等による周知も検討する必要がある。
	【藤里町】 ○伝達する際は、防災行政無線(各戸設置の戸別受信機)や広報車、消防団で広報し伝達するものと考えている。	
	【三種町】 ○防災行政無線や消防団等による巡回で対応したが、実際の避難者数は、災害の規模に応じて変動している。	●三 15 避難者数が少なかった事例では、住民の水害経験を基に判断したと思われる。
	【八峰町】 ○防災行政無線や消防団等による巡回で対応したが、実際の避難者数は少数であった。	●八 15 現行の伝達手段の他にも複数の有効な手段を検討する必要がある。
その伝達手段で情報は届くか	【能代市】 ○避難勧告等の伝達手段は、防災行政無線、登録制メール、Lアラート、市HPへの掲載、マスコミへの情報提供、広報車、消防団による広報である。 ○現状の伝達手段において情報は届いていると考えている。 ○人的被害が発生しておらず、その点では有効であったといえる。 ○防災行政無線の広報文例を定めている。	●能 13 情報が届きにくい方へは、自治会や自主防災組織に情報伝達を依頼している。 ●能 14 避難に関しては住民の意識付けが非常に重要であり、自主防災組織の育成や、地域におけるリーダーとなる「防災士」の養成など、様々な手法で防災意識の向上を図っている。
	【藤里町】 ○避難勧告等の伝達手段は、広報車と防災行政無線がメインである。 ○全世帯に確実とは言えないが、ほとんどを網羅し伝達できると考える。	●藤 14 情報が届きにくい方へは、近隣同士の情報共有を依頼している。 ●藤 15 避難情報発令の際に特段の工夫はしていない。
	【三種町】 ○避難勧告等の伝達手段は、防災行政無線、戸別受信機、秋田県情報集約配信システム、広報車、消防団である。 ○情報は届いていると考える。 ○防災無線は重要なことだけを簡潔に繰り返し放送するようにしている。	●三 16 避難勧告が発令された場合、防災無線放送、Lアラート入力、関係機関への報告、報道・テレビ局からの問合せなど、一斉に事が始まり、人員が少ないため、その対応に苦慮している。内容を整理して対応していかなければならないと考えている。 ●三 17 住民個人の災害に対する記憶や慣れにより、避難行動の実施が異なると考える。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号 (能：能代市，藤：藤里町，三：三種町，八：八峰町)

項目	現状○	課題●
その伝達手段で情報は届くか	【八峰町】 ○避難勧告等の伝達手段は、防災行政無線と消防団による直接伝達である。 ○平成27年度の避難勧告の際は、確実に伝達できたと考える。 ○避難情報発令の際には地区名追加等、表現を工夫している。	●八 16 緊急速報メールや災害情報メールなどは、高齢化率の高い当町において最も有効な手段とは考えられず、現行の方法に加え情報の伝達漏れがないようにするためにはどんな方法があるか検討していく必要がある。
「空振りを恐れない」行動規範を住民は受け入れるか	【能代市】 ○「空振りを恐れない」ことについては、市町村の防災対応上、絶対に必要なことであると考えている。 ○「空振り」について住民からの不満等はない。	
	【藤里町】 ○住民の大多数の方々には「空振り」について理解していただいていると考える。	●藤 16 高齢者や要支援者の避難に関しては、空振りの時の負担が大きいと感じる。
	【三種町】 ○住民の判断はさまざまであるが、町として必要な判断を行うべきと考えている。 ○発令のタイミングが難しい場面もある。	●三 18 住民が自己判断により避難しない場合もある。
	【八峰町】 ○全ての住民が空振りに対して納得しないわけではないが、被害が起きた場合どうなるのかのイメージを持ってもらうことが必要だと思う。 ○また、気象庁などでは、さまざまな気象情報を提供しており、土砂災害警戒メッシュや洪水の危険度なども確認できるため、自ら収集できる情報についても周知していく必要がある。	●八 17 見逃しは許されないと考えるため、避難勧告等の必要性を繰り返し周知していく必要がある。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（能：能代市，藤：藤里町，三：三種町，八：八峰町）

③ 避難行動の平時の取組み

項目	現状○	課題●
ハザードマップの表示方法と配布方法	<p>【能代市】</p> <p>○平成 29 年 3 月に作成し、全戸配布及び市 HP にて公開している。</p> <p>○市防災課主催の出前講座(月 2～3 回)において説明及び周知をしている。</p> <p>○以上から、一定の認知度はあると考えている。</p>	<p>●能 15 土砂災害警戒区域の指定が進んでおり、随時改定が必要と考えている。県管理河川の浸水想定区域が公表されるのであれば、是非とも見直しの際に反映させたい。</p>
ハザードマップの認知度	<p>【藤里町】</p> <p>○平成 22 年 3 月に作成し、全戸配布している。</p>	<p>●藤 17 避難訓練等を通してハザードマップや避難ルートを周知すること等が必要である。</p>
訓練など平時の取組みの実態	<p>【三種町】</p> <p>○平成 21 年 3 月に作成し、全戸配布している。平成 30 年度に更新予定。</p> <p>○毎年 5/26 に訓練を実施しているほか、水防訓練を各地区で持ち回りで実施している。</p>	
	<p>【八峰町】</p>	<p>●八峰 18 ハザードマップは未作成であるため、作成を急ぐ必要がある。</p> <p>●八峰 19 水害を対象とした訓練は実施していない。</p>

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号 (能：能代市，藤：藤里町，三：三種町，八：八峰町)

④ 河川管理者の課題

項目	現状○	課題●
河川管理者の課題	【能代市】	<ul style="list-style-type: none"> ●能 16 水害の危険性や現在の河川の状況について、防災機関と住民がしっかり共有できるしくみ作りが必要であると考え ●能 17 河川監視カメラの設置(檜山川、悪土川) ●能 18 水位情報の提供(内川、種梅川)、警戒水位の設定 ●能 19 州ざらいの実施(檜山川) ●能 20 台風時のタイムライン設定は困難であると考え
	【藤里町】	<ul style="list-style-type: none"> ●藤 18 引き続き州ざらい等河川の維持管理を行っていただき、計画河川断面の確保をお願いしたい。特に藤琴川、大沢川(蛇行多い)を要望。
	【三種町】	<ul style="list-style-type: none"> ●三 19 より確度の高い水位上昇見込みを速やかに推定する仕組みづくりが必要である。 ●三 20 過去の水害実績から、河川管理者と地元市町村、そして气象台等が連携しより効果的な対策を検討する必要があると考え ●三 21 水位計の設置(三種川、鯉川、鹿渡川、鶴川川) ●三 22 浚渫(東部承水路) ●三 23 河川改修(三種川) ●三 24 州ざらい(鯉川、鹿渡川、鶴川川)
	【八峰町】	<ul style="list-style-type: none"> ●八 20 より精度の高い水位上昇見込みを速やかに推定する仕組みづくりが必要である。 ●八 21 水位計の設置(真瀬川、塙川) ●八 22 過去の水害実績から、河川管理者と地元市町村、そして气象台等が連携し、より効果的な対策を検討する必要があると考え

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号 (能：能代市，藤：藤里町，三：三種町，八：八峰町)

⑤ まとめ

項目	現状○	課題●
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画や避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成しているが、水害対応の体制は構築していない。また、現体制では災害の長期化・大規模化への対応に限界が懸念される。 ○住民や地域への情報伝達手段の整備は概ね充実している。 ○避難勧告基準の情報が不足しており、水位情報の把握が必要な河川が存在する。 ○避難確保計画が未策定の要配慮者施設が存在する。 ○河道内や頭首工等への土砂堆積が進行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川災害の長期化・大規模化に備え、水害に特化した対応・体制の構築(マニュアル化)、および BCP(事業継続計画)の策定が必要である。 ●水位計や河川監視カメラを設置し、監視体制の充実・強化を行うと共に、河川管理者による避難勧告等発令のための判断基準の具体化が必要である。 ●住民の高齢化や自治体職員の人員体制から、災害規模によっては対応の限界が懸念されるため、隣接市町村や関係機関との連携を図ると共に、避難訓練や出前講座等を実施し、自助・共助の観点にたった自主防災組織の育成と連携が必要である。 ●要配慮者施設に対し、避難確保計画の策定の促進が必要である。 ●河道内への土砂堆積等により流下能力の不足が懸念される箇所が存在するため、浚渫・州ざらいの実施等、適切な維持管理が必要である。

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとします。

【5 年間で達成すべき目標】

山本地域の県管理河川は、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫と平野部における拡散型の氾濫といった河川特性を持ち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。今後発生しうる大規模水害から人命を守るため、『**迅速かつ確実な避難を可能にする地域防災力の向上**』を目標とする。

※大規模水害： 想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

上記目標の達成に向け、山本地域において、河川管理者が実施する河川改修等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取組を実施します。

- ① 山本地域における特徴を踏まえた避難に関する取組
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組
- ③ 地域防災力向上のための継続的な取組

6. 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取組む主な内容は次のとおりとします。

1) ハード対策の主な取組み

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。また、主な取組み項目と市町で認識している課題との対応状況を示します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
・三種川等の河川改修の継続実施	三(23)	H29～33年	秋田県
■危機管理型ハード対策			
・藤琴川等の計画的な州ざらいの実施	能(19),藤(18) 三(22,24)	H29～33年	秋田県
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
・水位計、雨量計及び情報収集・提供機器の更新・改良等	能(17,18)	引き続き実施	秋田県

※「課題の対応」における略号は、市町の頭文字と取組み項目に対応する市町別の課題番号を示す。

能：能代市、藤：藤里町、三：三種町、八：八峰町

2) ソフト対策の主な取組み

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組み

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組みとして、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組み			
・秋田県と気象台、1市3町のホットラインの構築	三(20) 八(22)	H29年度から実施	秋田県 気象台 能代市 藤里町 三種町 八峰町
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	能(03,04,07,08,16,20) 藤(01,02,03,04,05, 06,08,09) 三(02,03,04,05,06, 07,08,09,10,16) 八(01,02,03,04,05, 06,07,09,10,11,12)	H29年度から実施	秋田県 気象台 能代市 藤里町 三種町 八峰町
・水位計、雨量計の配置の見直しや増設	能(01,06,17,18) 三(01,21) 八(08,21)	H30年度から実施	秋田県
・水位周知河川の追加	能(02,05)	H31年度から実施	秋田県
・避難行動支援河川の指定		H29年度から実施	秋田県
・最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の公表	能(15)	H29年度から実施	秋田県
・新たな浸水想定に基づくハザードマップの作成	能(15) 藤(17) 八(18)	H30年度から実施	能代市 藤里町 三種町 八峰町
・水位周知河川以外の河川の浸水実績の把握及び周知		引き続き実施	秋田県 能代市 藤里町 三種町 八峰町
・実況雨量に基づく「簡易水位予測(試行版)(計算シート)」の活用	藤(07) 三(19) 八(20)	H30年度から実施	秋田県 能代市 藤里町 三種町 八峰町

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
・避難情報伝達手段の検討と整備	能(12,13,16) 藤(15) 八(15,16)	引き続き実施	能代市 藤里町 三種町 八峰町
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組み			
・小中学校等における防災教育や出前講座等を活用した説明会の実施	能(14,16) 藤(14) 三(15,17,18) 八(17)	引き続き実施	秋田県 能代市 藤里町 三種町 八峰町
・地域全体の防災力向上を図るため町内や自主防災組織等による訓練の実施	能(09,10,14) 藤(10,11,14,17) 三(11) 八(19)	引き続き実施	秋田県 能代市 藤里町 三種町 八峰町

※「課題の対応」における略号は、市町の頭文字と取組み項目に対応する市町別の課題番号を示す。

能：能代市、藤：藤里町、三：三種町、八：八峰町

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間確保のための取組み

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に関する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
■水防活動の効率化及び水防体制強化に関する取組み			
・水害リスクの高い箇所の合同巡視の実施		H30年度から実施	秋田県 能代市 藤里町 三種町 八峰町
■要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組み			
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援	能(11) 藤(12,13,16) 三(12,13,14) 八(13,14)	引き続き実施	秋田県 能代市 藤里町 三種町 八峰町

※「課題の対応」における略号は、市町の頭文字と取組み項目に対応する市町別の課題番号を示す。

能：能代市、藤：藤里町、三：三種町、八：八峰町

3) 取組みの進め方

地域防災力向上のために、これらの取組を継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い山本地域の文化を形成します。

7. フォローアップ

- 各機関の取組内容については、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要です。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直します。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行います。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直します。

山本地域県管理河川減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、「山本地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

なお、本協議会は水防法（昭和24年法律第193号・平成29年改正）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

（目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、山本地域の県管理河川（別表1）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県山本地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長は、協議会の運営、招集、及び議事の進行を行う。
- 5 座長に事故があるときは、秋田県山本地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 6 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 7 座長は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、招集、及び議事の進行は事務局が行う。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、秋田県山本地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月28日から施行する。

平成30年3月27日改定

別表 1

山本地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧

対 象 河 川
藤琴川、三種川、その他山本地域における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表 2

山本地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
能代市	市 長
藤里町	町 長
三種町	町 長
八峰町	町 長
秋田地方气象台	台 長
秋田県山本地域振興局	局 長
秋田県山本地域振興局総務企画部	部 長
秋田県山本地域振興局建設部	部 長

別表 3

山本地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 4

山本地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
能代市総務部	次 長
藤里町生活環境課	課 長
三種町町民生活課	課 長
八峰町総務課	課 長
秋田地方气象台	防災管理官
秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県山本地域振興局建設部保全・環境課	課 長